

議題「追加処理対象ごみ項目と量の確認」

目 次

資料 1	流木、刈草、剪定枝葉等焼却処理要望ごみについて	1
資料 2	廃棄物処理施設の地域還元施設や付加価値向上施設の事例	9
資料 3	環境施設の耐用年数に関する資料	11
添付資料 3 - 1	会発第 247 号 平成 12 年 3 月 30 日 補助金等により取得した財産の処分制限期間を定める 告示の改正について（通知）	13

資料1 流木、刈草、剪定枝葉等焼却処理要望ごみについて

構成2市2町から発生する事業系一般廃棄物で、塩谷広域行政組合で焼却処理を要望されるものは、2市2町に聞き取り調査を行った結果下表に示す通りとなっている。

構成2市2町からの焼却処理要望ごみ量(H17度)

区分	ごみ項目	発生要因	焼却処理要望量		
			年量(t/年)	日量(t/日)	
草木系 廃棄物	刈草	道路敷・河川敷の刈草	602	1.65	5.92
	剪定枝	一般家庭庭木の剪定枝葉	274	0.75	
	伐採木	庭木の伐採木	239	0.65	
	流木	ダムの流木	261	0.72	
	木製パレット	工場等で不要となった木製パレット	785	2.15	
その他	紙おむつ、火事残材	養護施設の紙おむつ、火事残材、PAごみ	332	0.91	
計			2,493	6.83	

これらの焼却処理要望ごみについて、今後の塩谷地区の社会的動向も踏まえた上で、処理の方向性について検討する。なお、「その他」については有効利用方法が見出せないことから、焼却処理を検討する。

「草木系廃棄物」について

1. 草木系廃棄物の潜在発生量

前述した草木系廃棄物量は、本組合に焼却処理を要望された量として把握されている。

これらの草木系廃棄物について焼却処理するか否かを検討する場合、最大どれだけの量が搬入される可能性があるか、まず実際の潜在発生量を把握することが重要である。しかし、潜在発生量把握のための発生量実績データや公の発生原単位、指標がないため、ここでは、千葉県「千葉県モデル・バイオマスタウン設計業務調査報告書(H16.3)」を参考に潜在量を推計する。

塩谷広域圏における草木系廃棄物の潜在発生量推計方法

ごみ項目		潜在発生量推計方法	
		千葉県バ イラスの調査報告書	塩谷広域圏の場合
刈 草	道路・河川敷	県土木事務所へのアンケート調査結果集計	聞き取り調査
	都市公園	県・自治体へのアンケートに基づく 原単位：4t/ha	4t/ha
剪定枝 伐採木	街路樹	道路緑化延長と県・自治体への聞き取り調査に基づく原単位 国道・高速道路・県道：13t/km 市町道：4t/km	国道・高速道路・県道：13t/km 市町道：4t/km
	都市公園	県・自治体へのアンケートに基づく 原単位：1.8t/ha	1.8t/ha
	家庭庭木	ごみ組成調査に基づき、 ごみ焼却量の7%	聞き取り調査
流 木		-	聞き取り調査
木製パレット		-	生産量から推計

塩谷広域圏の道路延長 (km)

市町名	高速道路・一般国道・県道 1 (H16.4.1)					計	市町道 2 (H16.4.1)	
	高速道路	一般国道	一般国道	主 要 地方道	一般県道			
	東北縦貫 自動車道	4号	293号 408号 461号	12路線	19路線			
矢板市	19.174	26.695	34.096	154.095	100.137	334.197	355.742	1,630.974
さくら市 旧氏家町							393.095	
旧喜連川町							228.357	
計							621.452	
塩谷町							243.944	
高根沢町	409.836							
道路管理者	NEXCO 東日本	国土交通省	栃木県	栃木県	栃木県		各市町	

1. 矢板土木事務所管内図より、 2. 栃木県市町村公共施設の状況より

塩谷広域圏の都市公園等面積 (ha)

市町名	都市公園等面積 (ha) (H16.3.31)	
矢板市	51.67	
さくら市	旧氏家町	65.56
	旧喜連川町	11.60
	計	77.16
塩谷町	20.30	
高根沢町	110.31	
259.44		

栃木県市町村公共施設の状況より

塩谷広域圏の草木系廃棄物の潜在発生量の推計

ごみ項目	潜在発生量 推計方法	数量	単位	潜在発生量の推計				
				年量(t/年)	日量(t/日)			
刈草	道路敷・河川敷	聞き取り調査	-	-	602	1,640	1.65	4.49
	都市公園	4.0 t/ha	259	ha	1,038		2.84	
剪定枝 伐採木	街路樹	高速道路 国道・県道	13.0 t/km	334	km	4,345	11.90	32.46
		市町道	4.0 t/km	1,631	km	6,524	17.87	
	都市公園	1.8 t/ha	259	ha	467	1.28		
	家庭庭木	聞き取り調査	-	-	513	1.41		
流木		聞き取り調査	-	-	261		0.72	
木製パレット		生産量から推計	-	-	1,160		3.18	
計					14,909		40.85	

生産量から推計した塩谷広域圏の木製パレット潜在発生量（参考）

国内年間生産量 = 40,000,000 枚/年 × 0.03t/枚 = 1,200,000 t/年

塩谷広域圏の発生潜在量推計(H16度) = 1,200,000t/年 × (123,612人 ÷ 127,864,589人)
= 1,160t/年

〔塩谷広域圏の場合、大規模事業所であるキリンビール(株)栃木工場とシャープ(株)矢板工場からの処理要望量が785t/年(H17度)であったことと、他の事業所分を勘案すると概ね妥当な潜在発生量と考えられる。〕

2. 草木系廃棄物の処理の現状

1) 塩谷広域圏の場合

塩谷広域環境衛生センター（80t/日、基準ごみ低位発熱量 1,700kcal/kg）は、稼働後 16 年以上が経過しており、施設の老朽化やごみ質の高カロリー化（過去 5 年平均 1,894 kcal/kg）により、処理能力が落ちており、現在のごみ処理量 75t/日〔= 26,286t/年 ÷ 349 日（稼働日数）〕は、処理能力のほぼ限界に達していると考えられる。

そのため、本組合では草木系廃棄物について 2 市 2 町及び事業所等から処理要望があるものの、搬入を断っている状況である。

2) 他自治体事例

以下に示すように、“使用済み木製パレット”については、焼却処理能力に余力のある自治体では受入れて処理を行っている。

これと同様に、その他の草木系廃棄物も余力があれば処理を行っていると考えられる。

木製パレットの処理動向〔月間廃棄物(2004.4)より〕

2003年12月に改正された廃棄物処理法では、一般廃棄物処理委託基準が明文化され、いわば“グレーゾーン”となっていた木製パレットや梱包材などは、一般廃棄物となることが確認された。さらに、経済産業省は、木くずにに関して、政令で定める業種以外から排出されるものを一般廃棄物と確認し、法制化された一般廃棄物の委託基準に違反しないよう関係団体へ注意を促した。そのため、産業廃棄物処分業の許可を持つチップ業者や産廃処理業者への委託の中止、見合わせが相次ぐ結果となった。

事業所としては、委託先や搬入できる自治体の余力がない場合、当面は自社の敷地で使用済みパレットなどを保管するしかなく、長期化すれば業務に支障をきたす可能性も出てくるとしている。また、委託先に一般廃棄物処分業許可取得を求める傾向が強くなっている。

各自治体の対応は、各々の焼却処理施設の規模・能力を反映し、ばらつきが顕著になっている。

愛知県下及び大阪府下の自治体の木製パレット対応例

自治体名	木製パレット対応
愛知県名古屋市	受入可能。一廃処分業許可業者1社を含めた体制。
愛知県豊田市	受入可能。ただし、多大な余力はない。一廃処分業許可業者1社を含めた体制。残り2社にも一廃処分業許可取得を指導中。
愛知県豊橋市	受入可能。
大阪府堺市	受入可能。余力があり、一廃処分業の許可は出す必要がないとの判断。
大阪府東大阪市	受入可能。ただし、受入量は少なく大量化すれば対処方法の検討に入る。



使用済み木製パレットの保管状況

3. 草木系廃棄物のリサイクルについて

1) 草木系廃棄物のリサイクル用途

草木系廃棄物は、下表に示すように多様なリサイクルが可能である。

草木系廃棄物のリサイクル例

草木系廃棄物	有効利用例
刈草	堆肥化、家畜飼料、敷料、園芸植物等のプランター利用、法面等の雑草抑制、公園や緑地のマルチン材、法面の厚層基盤材、造成工事現場内での舗装材
剪定枝葉	堆肥化、パレット燃料化
伐採木・流木	炭化による土壌改良材・水質浄化材・脱臭剤・調質材、パレット燃料化、薪材
木製パレット	木工用ボード化、床下地用ボード

2) 草木系廃棄物のリサイクル率

前述した「千葉県モデル・バイオマスタウン設計業務調査報告書(H16.3)」では、草木系廃棄物の内、刈草と剪定枝葉のリサイクル率について次のように算定している。

千葉県の刈草と剪定枝葉のリサイクル率

区分	刈草				剪定枝葉				計			
	量 (t/年)	比率			量 (t/年)	比率			量 (t/年)	比率		
堆肥化	5,000	27.8%	27.8%	72.2%	14,000	9.0%	23.1%	71.8%	19,000	10.9%	23.5%	71.8%
チップ化	-	-			22,000	14.1%			22,000	12.6%		
焼却処分 (廃熱利用)	8,000	44.4%	72.2%	27.8%	76,000	48.7%	76.9%	28.2%	84,000	48.3%	76.5%	28.2%
焼却処分 (廃熱未利用)	4,000	22.2%			41,000	26.3%			45,000	25.9%		
その他	1,000	5.6%			3,000	1.9%			4,000	2.3%		
計	18,000	100.0%	100.0%	100.0%	156,000	100.0%	100.0%	100.0%	174,000	100.0%	100.0%	100.0%

3) 草木系廃棄物のリサイクル阻害要因

一般に事業系一般廃棄物の内、草木系廃棄物がこれまであまりリサイクルされなかった理由として次のような事項が上げられる。

事業所や家庭から排出される草木系廃棄物は、個々の発生量が少量で、発生時期や組成にバラツキがあり、供給が不安定であること。

異物の混入や分別区分が明確でないこと。

堆肥等需要先の安定確保や、ストック費用がかさむこと。

回収コスト、輸送コストがかさむこと。

投資効果の面から、自治体には高度な処理施設や処理技術がないこと。

4. 処理の考え方

1) 草木系廃棄物のリサイクルの意義

バイオマス・ニッポン総合戦略(2002.12)では、バイオマスを有効にリサイクルすることで、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、戦略的産業の育成、農山漁村の活性化の4項目を目標としている。

バイオマス：家畜排泄物や生ごみ、木くず、もみがらなどに代表される動植物から生まれた再生可能な有機性資源。

処理検討課題である草木系廃棄物は、上記定義のバイオマスとは異なるものの、有機性資源であることには変わりなく、そのリサイクルの意義は、地球温暖化の防止や、循環型社会の形成にあると言える。

2) 塩谷広域圏の草木系廃棄物の処理の考え方

塩谷広域圏において草木系廃棄物の処理要望があるということは、塩谷広域圏のリサイクルシステムがまだ構築途上にあると言える。

将来的に、草木系廃棄物のリサイクルシステムが構築されたとしても、前述したリサイクル阻害要因が全て解消されることは困難であるため、リサイクル量は一部に留まる。

また、千葉県事例からも刈草や剪定枝葉のマテリアルリサイクルの現状は、23.5%程度で、マテリアルリサイクル率の将来的な伸びは現段階では特定できず、マテリアルリサイクルできないものは焼却処理が必要となる。

現行処理要望量(5.92t/日)は、潜在発生量(40.85t/日)の14%(約1/7)程度となっている。

草木系廃棄物の潜在発生量を全て焼却処理量として見込むことは、マテリアルリサイクル推進の観点からも得策ではない。

以上より、塩谷広域圏では草木系廃棄物について、将来的にマテリアルリサイクルが進んだとしても、現行の処理要望量程度は様々な阻害要因からマテリアルリサイクルできないで焼却処理となることが想定できる。

そのため現行の処理要望量程度を規模に見込み、サーマルリサイクルすることで、廃棄物の適正処理・リサイクルに繋がると考えられる。

以上

マテリアルリサイクル：ごみを原料として利用すること。「再資源化」や「再生利用」といわれることもある。具体的には、使用済み製品や生産工程から出るごみなどを回収し、利用しやすいように処理して、新しい製品の材料もしくは原料として使うことをさす。

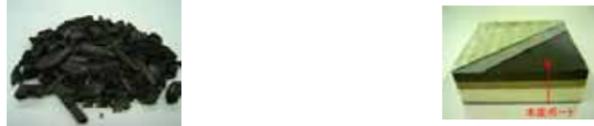
ごみを燃やし、その際に発生する熱をエネルギーとして利用することを「サーマルリサイクル(熱回収)」と呼ぶことがあり、これと区別して称される概念。材料リサイクルともいい、広い意味では、ケミカル・リサイクルも含まれる。

サーマルリサイクル：廃棄物を単に焼却処理するだけでなく、焼却の際に発生するエネルギーを回収・利用すること。廃棄物の焼却熱は、回収した廃棄物を選別した後の残渣処理にも使われる。

引用：国立環境研究所 EIC ネット環境用語集

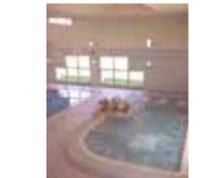
流木、刈草、剪定枝葉等バイオマスの有効利用例

項目	処理方法例	有効利用例	備考
刈草	堆肥化  刈草  破碎  処理物	農作物、園芸等の堆肥、 生ごみ堆肥化の水分調整材  農業、園芸用の有機肥料	
	畜産・農業資材化 家畜の飼育舎の敷材や、雑草の抑制や保水効果を図るためにマルチング材として農作物や果樹に利用されている事例があります。家畜の敷き藁として利用すれば糞尿とともに収集し、堆肥化原料として再利用することができる。	家畜の敷き材、農作物や果樹のマルチング材  敷料等  家畜の飼料	
	成型化 [破碎] [生分解性樹脂と成型] [プランター等の園芸資材] [破碎] [生分解性樹脂とシート状や粒状成型] [マルチング材]	園芸植物等のプランター利用、法面等の雑草抑制  公園や緑地のマルチング材  造成工事現場内での舗装材  法面の厚層吹付基盤材	
剪定枝葉	堆肥化  剪定枝  一次破碎  二次破碎  最終破碎  切返し  処理物	農作物、園芸等の堆肥 牛糞、鶏糞などと混ぜて発酵させてから畑の肥料に利用 畑のマルチや敷き藁がわりに利用 (ナス・スイカ・メロン等) あぜ道にまいて雑草対策に利用 (幹・枝類の25ミリメートル粉碎タイプ) 果樹や植木の下に敷いて雑草対策に利用 (幹・枝類の25ミリメートル粉碎タイプ)	資料：町田市 剪定枝資源化センター 株式会社日本グリーンリサイクル
	燃料化(チップ化後、固形燃料化(ペレット))  ペレット化	ストーブ、ボイラーの燃料 	資料：株式会社菊川鉄工所
伐採木	炭化(木炭、木炭ボード、木酢、吸着剤、脱臭剤) [分別] [破碎] [炭化(高温)] [分別] [破碎] [炭化(低温)]	土壌改良材、水質浄化材、脱臭剤、調質材等の資材として利用。 木炭ボード：内装用建材 木炭：土壌改良、水質浄化用、空気浄化用、生活環境用(床下調湿材、脱臭剤) 燃烧用 木酢液：農業、園芸用  	アイオーティカーボン(株)(富山県)
	燃料化(チップ化後、固形燃料化(ペレット))	ストーブ、ボイラーの燃料 	資料：株式会社菊川鉄工所

流木	<p>木材チップ化</p>  <p>ダムに浮かぶ流木 引き上げた流木 二軸剪断機にて一次破碎 二次破碎 チップヤード チップ製品</p>	木質ボード用原料、パルプ原料、カブトムシの自然繁殖の環境作り	出展：流木資料は富士鋼業株式会社HP納入実例
	<p>堆肥化</p> <p>ダムに流れ込んだ流木を貯水池から引き揚げ、分別した後粉碎し、発酵材や肥料を混ぜ込んで堆肥化。</p>	堆肥化。	資料：建設省羽越工事事務所 大石ダム
	<p>薪材</p> <p>小割り</p>	薪	資料：独立行政法人水資源機構 奈良俣ダム管理所
	<p>炭化</p> <p>分別 破碎 炭化(高温)</p> <p>分別 破碎 炭化(低温)</p>	<p>土壌改良材、水質浄化材、脱臭剤、調質材等の資材として利用。</p> <p>木炭ボード：内装用建材</p> <p>木炭：土壌改良、水質浄化用、空気浄化用、生活環境用（床下調湿材、脱臭剤） 燃焼用</p> <p>木酢液：農業、園芸用</p>  <p>木炭 たたみ</p>	アイオーティカーボン(株) (富山県)
	<p>おが粉</p>  <p>流木引き上げ 草葉・ごみ類の分別 小割・せん断</p> <p>おが粉処理 おが粉</p>	近隣農家で蓄舎内の敷料として利用、ダムの法面のコンクリート吹き付けよう補強材として利用。	出展：国土交通省利根川ダム統合管理事務所
<p>木製パレット</p> <p>ボード化（チップ化後、接着剤を添加して積層、成型した後、熱圧プレスで製板）</p>  <p>パレット 破碎 成型 ボード</p>	家具、木工用ボード、床下地用ボード	出展：東京ボード工業(株)	

資料2 廃棄物処理施設の地域還元施設や付加価値向上施設の事例

項目	事例								
廃棄物処理施設と環境教育・環境学習施設の併設	川口市リサイクルプラザ(SUNR 朝日)				山口市リサイクルプラザ				
									
	ごみ減量や地球環境に関するさまざまな展示物を展示するホール	ごみの分別ゲーム	新エネルギー施設の模型展示燃料電池模型	図書・ビデオライブラリー	市民工房・研修活動室	展示販売コーナー	展示販売(古本)コーナー	図書学習室	セミナー室
	山口市リサイクルプラザ	市川市リサイクルプラザ			虻田市リサイクルプラザ		福岡市臨海リサイクルプラザ		
									
	研修室	修繕室・倉庫	リサイクル品販売コーナー	研修室	情報コーナー	らくらく工房	植木教室(自転車修理工房	
	福岡市臨海リサイクルプラザ				神栖市第一リサイクルプラザ				
									
	綿つむぎ	衣類のリフォーム	古布でぞうり作り	中学校の総合学習腰機でタペストリーづくりを体験	展示ホール	再生品工作室	リサイクルショップ	工房1	工房2
	小牧市リサイクルプラザ								リサイクルプラザ苫小牧
									
ガラス工房	修理工房	ボランティアルーム	体験工房	学習ルーム	情報コーナー	展示コーナー	キッズコーナー	環境情報コーナー	
市川市リサイクルプラザ	神栖市第一リサイクルプラザ	苫小牧市リサイクルプラザ苫小牧							
									
リサイクル広場(屋外)	研修室	展示ホール							

項 目	事 例								
余熱利用施設	川口市リサイクルプラザ				西いぶり廃棄物処理広域連合エコロパ西いぶり				
									
	男女別浴室	プール	ジェットバス	露天風呂	2.5mプール	幼児プール	クアプール	熱帯植物の温室	多目的室 36畳
	柏市第二清掃工場(リフレッシュプラザ柏)				大分市東部清掃センター	登別市・白老町 クリンクリンセンター	板橋区 板橋清掃工場(板橋区立 熱帯環境植物館)	阿南市・見能林野菜生産 組合(トマト)	
									
温水プール	温水プール	温浴場	温浴場	植物園(佐野植物公園)	植物園	水族館	野菜工場(キノコ、トマト、マンゴ、きゅうり栽培等)		
公園 (グランドゴルフ、 テニスコート、ゲー トボール)	江刺市えさしクリーンパーク				西いぶり廃棄物処理広域連合エコロパ西いぶり				
									
多目的広場	テニスコート	ゲートボール場	アリーナ	アリーナ2階 ジョギングコース	トレーニングルーム	トレーニングルーム	卓球台のある研修室	キッズパーク	
公共社会資本 整備	公民館整備	道路整備	排水路整備						

資料3 環境施設の耐用年数に関する資料

環境省廃棄物処理技術情報一般廃棄物処理実態調査結果（平成 15 年度）より、全国の焼却施設における長期稼働施設の事例を以下に示す。

全国には 1,397 施設あり、稼働年数 20 年以上が 429 施設（約 31%）、30 年以上が 50 施設（約 4%）になっている。

項目	施設数	割合
全国	1,397	-
20年以上	429	30.7%
30年以上	50	3.6%

焼却施設は一般的に耐用年数が 15 年と言われている。今回計画する施設は、全国の事例でみると 30 年以上も稼働している施設も見られることから、補修等を定期的に行っていけば、2 倍の 30 年間稼働することも可能であると言える。

参考資料 3 - 1 として、交付金を利用して新施設を建設した時の環境省における財産処分期間を示す。

環境省廃棄物処理技術情報一般廃棄物処理実態調査結果（稼働年数30年以上の施設）

番号	都道府県名	地方公共団体名	施設名称	処理方式	炉型式	処理能力 (t/日)	炉数	使用開始年度	余熱利用の状況	発電能力 (kW)	発電効率 (%)	運転管理体制
1	北海道	函館市	函館市日乃出清掃工場	ストーカ式(可動)	全連続運転	240	2	1975	場外温水		0	直営
2	北海道	厚岸町	厚岸町ごみ焼却処理場	ストーカ式(可動)	バッチ運転	22	2	1977	場内温水		0	委託
3	北海道	北後志衛生施設組合	北後志衛生施設組合北後志清掃センター	ストーカ式(可動)	准連続運転	40	1	1975	場内温水 その他		0	一部委託
4	青森県	青森市	青森市三内清掃工場	ストーカ式(可動)	全連続運転	180	2	1970	場内温水 場外温水			直営
5	群馬県	沼田市外三箇村清掃施設組合	沼田市外三箇村清掃工場	ストーカ式(可動)	全連続運転	120	2	1974	場内温水 場外温水		0	一部委託
6	埼玉県	上福岡市	上福岡市清掃センター	ストーカ式(可動)	全連続運転	180	2	1974	無し		0	委託
7	埼玉県	久喜宮代衛生組合	久喜宮代衛生組合1501/24Hごみ処理施設1号炉	その他	全連続運転	75	1	1975	場内温水		0	一部委託
8	千葉県	我孫子市	我孫子市クリーンセンター(1号炉)	ストーカ式(可動)	全連続運転	90	1	1973	場内温水	0	0	委託
9	東京都	二枚橋衛生組合	二枚橋衛生組合ごみ処理施設(第二施設)	ストーカ式(可動)	全連続運転	270	2	1972	場内温水 場外温水			直営
10	東京都	二枚橋衛生組合	二枚橋衛生組合ごみ処理施設(第一施設)	ストーカ式(可動)	全連続運転	240	2	1967	場内温水 場外温水			直営
11	東京都	小平・村山・大和衛生組合	小平・村山・大和衛生組合3号炉	ストーカ式(可動)	全連続運転	150	1	1975	場内温水		0	委託
12	神奈川県	横浜市	横浜市港南工場	ストーカ式(可動)	全連続運転	900	3	1974	場内温水 場内蒸気 場外蒸気 場内発電 場外発電	2,800	4.5	直営
13	神奈川県	横浜市	横浜市旭工場	ストーカ式(可動)	全連続運転	540	3	1973	場内温水 場内蒸気 場外蒸気 場内発電 場外発電	9,000	13.9	直営
14	神奈川県	川崎市	川崎市橋処理センター	ストーカ式(可動)	全連続運転	600	3	1974	場内温水 場内蒸気 場外蒸気 場内発電 場外発電	2,000	5.3	直営
15	神奈川県	藤沢市	藤沢市北部環境事業所	ストーカ式(可動)	全連続運転	300	2	1972	場内温水 その他		0	直営
16	新潟県	三条地域広域事務組合	三条地域清掃センター第1ごみ焼却処理施設	ストーカ式(可動)	バッチ運転	84	1	1973	無し		0	一部委託
17	岐阜県	中津川市	中津川市清掃センター	ストーカ式(可動)	バッチ運転	41	3	1975	無し		0	直営
18	岐阜県	南濃衛生施設利用事務組合	南濃衛生施設利用事務組合南濃清掃センター	ストーカ式(可動)	バッチ運転	75	3	1974	その他		0	直営
19	静岡県	静岡市	清水清掃工場	ストーカ式(可動)	全連続運転	285	3	1975	場内温水 場外温水			直営
20	静岡県	浜松市	浜松市北部清掃工場	ストーカ式(可動)	全連続運転	360	4	1974	場内温水 場外温水	0	0	直営
21	静岡県	賀茂村	賀茂村ごみ焼却場	固定床式	バッチ運転	15	2	1974	無し			直営
22	静岡県	韮山町	韮山町塵芥焼却場	ストーカ式(可動)	バッチ運転	20	1	1974	無し			一部委託
23	静岡県	磐南行政組合	磐南行政組合 磐南クリーンセンター	ストーカ式(可動)	全連続運転	180	2	1982	場内温水			一部委託
24	静岡県	志太広域事務組合	志太広域事務組合一色清掃工場	ストーカ式(可動)	全連続運転	120	1	1975	無し			委託
25	愛知県	岡崎市	岡崎市八帖クリーンセンターごみ焼却施設2号炉	ストーカ式(可動)	全連続運転	150	1	1973	場内温水			委託
26	愛知県	西春日井郡東部衛生組合	西春日井郡東部衛生組合環境美化センター1号炉	ストーカ式(可動)	全連続運転	90	1	1973	場内温水			直営
27	三重県	四日市市	四日市市北部清掃工場	ストーカ式(可動)	全連続運転	450	3	1973	場内温水		0	直営
28	三重県	度会町	度会町美化センター	ストーカ式(可動)	バッチ運転	10	1	1973	無し		0	直営
29	京都府	京都市	京都市南部クリーンセンター第二工場	ストーカ式(可動)	全連続運転	600	3	1975	場内温水 場内蒸気 場外温水	0		直営
30	京都府	京都市	京都市西部クリーンセンター	ストーカ式(可動)	全連続運転	600	2	1971	場内温水 場内蒸気	0		直営
31	大阪府	大阪市	大阪市環境事業局森の宮工場	ストーカ式(可動)	全連続運転	900	3	1968	場内温水 場内蒸気 場外蒸気			一部委託
32	大阪府	堺市	堺市クリーンセンター南工場	ストーカ式(可動)	全連続運転	450	3	1973	場内温水 場外温水	0	0	一部委託
33	大阪府	枚方市	枚方市立穂谷川清掃工場第2プラント	ストーカ式(可動)	全連続運転	300	2	1973	場内温水		0	直営
34	大阪府	豊中市伊丹市クリーンランド	豊中市伊丹市クリーンランドごみ焼却施設(1-3号炉)	ストーカ式(可動)	全連続運転	675	3	1975	場内温水 場内蒸気 場内発電 場外発電	2,000	2	直営
35	大阪府	東大阪都市清掃施設組合	東大阪都市清掃施設組合第三工場	ストーカ式(可動)	全連続運転	600	3	1975	無し		0	直営
36	大阪府	四條畷市交野市清掃施設組合	四條畷市交野市清掃施設組合(1号炉)	ストーカ式(可動)	全連続運転	90	1	1967	場内温水		0	直営
37	大阪府	四條畷市交野市清掃施設組合	四條畷市交野市清掃施設組合(2号炉)	ストーカ式(可動)	全連続運転	90	1	1973	場内温水		0	直営
38	奈良県	上牧町	上牧町塵芥焼却場	ストーカ式(可動)	バッチ運転	15	2	1972	無し		0	直営
39	和歌山県	打田町	打田町美化センター	ストーカ式(可動)	バッチ運転	15	2	1973	無し	0	0	一部委託
40	和歌山県	粉河町	粉河町じん芥処理場	ストーカ式(可動)	バッチ運転	20	2	1972	無し	0	0	直営
41	和歌山県	南部町南部川村環境衛生事務組合	南部町南部川村環境衛生事務組合塵芥処理施設	ストーカ式(可動)	バッチ運転	20	1	1972	無し			一部委託
42	島根県	江津市桜江町環境衛生組合	江津市桜江町環境衛生組合ごみ焼却場	その他	バッチ運転	25	2	1975	無し	0	0	直営
43	島根県	出雲市外6市町広域事務組合	出雲市外6市町広域事務組合神西清掃工場	ストーカ式(可動)	准連続運転	75	2	1975	無し		0	直営
44	福岡県	田川地区清掃施設組合	田川地区清掃施設組合下田川塵芥清掃センター	ストーカ式(可動)	バッチ運転	40	2	1975	場外温水			直営
45	佐賀県	多久市	多久市清掃センター	ストーカ式(可動)	バッチ運転	20	2	1975	無し			直営
46	長崎県	島原市	島原市清掃工場	ストーカ式(可動)	バッチ運転	40	2	1972	場内温水 場外温水		0	直営
47	長崎県	県央広域圏西部地区塵芥処理一部事務組合	県央広域圏西部地区塵芥処理一部事務組合塵芥処理場	ストーカ式(可動)	バッチ運転	30	2	1975	無し	0	0	直営
48	熊本県	八代市	八代市清掃センター	ストーカ式(可動)	全連続運転	150	2	1975	場内温水		0	委託
49	熊本県	田浦町	田浦町ごみ処理場	その他	バッチ運転	7	1	1975	無し		0	直営
50	沖縄県	那覇市	那覇市清掃工場焼却炉	ストーカ式(可動)	全連続運転	300	2	1971	場内温水 その他		0	一部委託

添資料3 - 1 会発第 247 号 平成 12 年 3 月 30 日 補助金等により取得した財産の
処分制限期間を定める告示の改正について（通知）

会 発 第 2 4 7 号

平成 12 年 3 月 30 日

各指定都市（中核市）長 殿

厚生省大臣官房会計課長

補助金等により取得した財産の処分制限期間を定める告示の改正について（通知）

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 14 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、厚生大臣が定める期間については、昭和 41 年 7 月 15 日厚生省告示第 350 号をもって定められているところであるが、このたび同告示が別添のとおり改正されたので通知する。

別 添

○厚生省告示第 105 号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 14 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を次のように定め、平成 11 年度以降の年度分の補助金等に係る財産に適用し、補助事業等により取得した財産の処分制限期間（昭和 41 年 7 月厚生省告示第 350 号）は、廃止する。ただし、平成 10 年度以前の年度分の補助金等に係る財産については、なお従前の例による。

平成 12 年 12 月 29 日

厚生大臣 丹羽 雄哉

補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（抄）

補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産に係る補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号に規定する期間は、次のとおりとする。

補助金等の名称	種類	構造又は用途	細目	処分制限期間
廃棄物再生利用等推進費補助金	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	50年
			住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用のもの 店舗用のもの 病院用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 公衆浴場用のもの	47年 41年 39年 39年 38年 31年
廃棄物処理技術開発推進費補助金			工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの	24年
			その他のもの	38年

		鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの（前掲のものを除く。）	橋	60年
			岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、塔、やぐら、上水道、水そう及び用水用ダム	50年
			下水道、煙突及び焼却炉	35年
			その他のもの	60年

			その他のもの	4年
機械及び装置	廃棄物処理設備			7年